**資料：非消費支出(社会保険料・税額)の算定**

2025年1月9日

**30～50代夫婦と未婚子２人世帯**

2015年の愛知県最低生計費試算調査で設定した「夫婦と未婚子2人からなる世帯モデルは、下記のとおりであった。

30代夫婦と未婚子2人世帯モデル（30代夫婦、小学生と幼稚園児の4人家族）。夫は30代で正規従業員として勤務、妻は30代で無職ないしパートタイマーとして勤務（夫の扶養家族、社会保険の適用外、以下同様）、子どもは小学生（名古屋市立小学校）と幼稚園児（名古屋市内の私立幼稚園）と想定。

40代夫婦と未婚子2人世帯モデル（40代夫婦、中学生と小学生の4人家族）。夫は40代で正規従業員として勤務、妻は40代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは中学生（名古屋市立中学校）と小学生（名古屋市立小学校）と想定。

50代夫婦と未婚子2人世帯モデル（50代夫婦、大学生と高校生の4人家族）。夫は50代で正規従業員として勤務、妻は50代で無職ないしパートタイマーとして勤務、子どもは大学生（名古屋市内の私立大学昼間部、家族と同居、夫の扶養家族）と高校生（名古屋市内の公立全日制高等学校）と想定。

以上を前提として、各世帯モデルの非消費支出（社会保険料と税額）を算出する際の夫の収入については、2015年の厚生労働省『賃金構造基本統計調査』（愛知県分）より、企業規模別（5～9人、10～99人、100～999人）、年齢別（30～34歳、35～39歳、40～44歳、45～49歳、50～54歳、55～59歳）の一般労働者（男）の所定内給与額（2015年6月分）と賞与その他特別給与額（原則2014年1月～12月分）の単純平均を用いた。各年代別の夫の月収・一時金・年収（2015年の収入＝月収×12カ月＋一時金）は、以下のようであった（万円未満を四捨五入）。

30代の夫：月収（所定内給与額）29万円、一時金（賞与その他特別給与額）64万円、年収412万円

40代の夫：月収（所定内給与額）34万円、一時金（賞与その他特別給与額）80万円、年収488万円

50代の夫：月収（所定内給与額）37万円、一時金（賞与その他特別給与額）86万円、年収530万円

2024年の30～50代世帯の非消費支出を算定する際の夫の収入については、2024年の収入を2015年の収入と実質的にほぼ同じと仮定し、2015年の月額と一時金に、2024年1月～10月の名古屋市消費者物価指数（帰属家賃を除く総合）の平均指数から求めた上昇率1.095を掛けて、以下のように求めた（端数は切り下げ・切り上げ）。

30代の夫：月収（所定内給与額）32万円、一時金（賞与その他特別給与額）70万円、年収454万円

40代の夫：月収（所定内給与額）37万円、一時金（賞与その他特別給与額）88万円、年収532万円

50代の夫：月収（所定内給与額）41万円、一時金（賞与その他特別給与額）94万円、年収586万円

以上をもとに、社会保険料と税額を算定する。なお、非消費支出は概算なので、2024年の所得税と住民税の定額減税（特別控除）を考慮していない。

**１．社会保険料（年金・健康・雇用保険料）**

夫以外の家族構成員は夫の扶養家族であるから、社会保険料負担が生じるのは夫と20歳以上の大学生（国民年金保険）である。

1. 年金（厚生年金と国民年金）保険料

厚生年金保険料額表より、厚生年金保険料率（2017年9月分以降）は18.3％（うち労働者負担分＝9.15％）であるから、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。また、大学生の場合、20歳になると、国民年金保険料の納入義務が生じる（ここでは、学生納付特例制度を利用しないものとし、大学生は20歳または21歳とする）。2024年度国民年金保険料は月額16,980円である。

30代世帯モデル：標準報酬月額320,000円、保険料（年）＝29,280円×12カ月＝351,360円、一時金分の保険料（年）=700,000円×0.0915=64,050円、計415,410円

40代世帯モデル：標準報酬月額360,000円、保険料（年）32,940円×12カ月=395,280円、一時金分の保険料（年）=880,000円×0.0915=80,520円、計475,800円

50代世帯モデル：標準報酬月額410,000円、保険料（年）37,515円×12カ月=450,180円、一時金分の保険料（年）=940,000円×0.0915=86,010円、

大学生の国民年金保険料（年）＝16,980円×12カ月＝203,760円、計739,950円

1. 健康保険料

全国健康保険協会（協会けんぽ）の健康保険料額表（愛知県、2024年3月分以降）により、健康保険料率は10.02％（うち労働者負担分＝5.01％）と11.62％（40歳以上65歳未満は介護保険料を含む、労働者負担分＝5.81％） で、各世帯モデルの標準報酬月額と労働者負担分の保険料（年）は下記の通りである。なお、一時金（ボーナス）の保険料は、一時金額（1,000円未満切り捨て）に保険料率を乗じた額である。

30代世帯モデル：標準報酬月額320,000円、保険料（年）＝16,032円×12カ月＝192,384円、一時金分の保険料（年）=700,000円×0.0501=35,070円、計227,454円

40代世帯モデル：標準報酬月額370,000円、保険料（年）＝20,916円×12カ月＝250,992円、一時金分の保険料（年）=880,000円×0.0501=44,088円、計295,080円

50代世帯モデル：標準報酬月額410,000円、保険料（年）=23,821円×12カ月＝285,852円、一時金分の保険料（年）=940,000円×0.0501=47,094円、計332,946円

1. 雇用保険料

雇用保険料率（一般の事業、2024年度）は1.55％（うち労働者負担分＝0.6％）で、保険料は賃金総額（年収）に保険料率を乗じた額であるから、各世帯モデルの労働者負担分の保険料は下記のようになる。

30代世帯モデル：保険料（年）=4,540,000円×0.6÷100=27,240円

40代世帯モデル：保険料（年）=5,320,000円×0.6÷100=31,920円

50代世帯モデル：保険料（年）=5,860,000円×0.6÷100=35,160円

1. 社会保険料（本人負担）の合計額（年）は、下記の通りである。

30代世帯モデル：670,104円、

40代世帯モデル：802,800円、

50代世帯モデル：1,108,056円（大学生の国民年金保険料を含む）

**２．税（所得税・住民税）額**

夫以外の世帯構成員は夫の扶養家族であるから、税（所得税と住民税）負担が生じるのは夫のみである。

①所得税(計算方法は、国税庁のWebサイトと所得税法別表第5による）

ここでは、社会保険料控除・配偶者控除（38万円）・一般扶養親族控除（38万円）・特定扶養親族控除（63万円）・基礎控除(48万円)以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般控除対象扶養親族（16歳以上）・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）に該当するものとする。なお、復興特別所得税額として、基準所得額（ここでは所得税額）に2.1％の税率を乗じた額が加算される（復興特別所得税は、2013年1月1日～2037年12月31日の25年間課税）。各世帯モデルの所得税額と復興特別所得税額は下記の通りである。

30代世帯モデル：夫の年収4,540,000円の場合、給与所得控除後の金額は3,192,000円、

所得控除額＝社会保険料（670,104円）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋基礎控除（480,000円）=1,530,104円、

課税所得額＝給与所得控除後の金額3,192,000円－所得控除額1,530,104円

＝1,661,896円≒1,661,000（千円未満切り捨て、以下同様）

所得税額＝課税所得額1,661,000円×税率0.05＝83,050円

復興特別所得税額＝所得税額83,050円×0.021＝1,744.05円≒1,744円（1円未満切り捨て、以下同様）、

年間所得税額計84,794円

40代世帯モデル：夫の年収5,320,000円の場合、給与所得控除後の金額は3,816,000円、

所得控除額＝社会保険料（802,800円）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋基礎控除（480,000円）=1,662,800円、

課税所得額＝給与所得控除後の金額3,816,000円－所得控除額1,662,800円

＝2,153,200円≒2,153,000円

所得税額＝課税所得額2,153,000円×税率0.1－控除額97,500円＝117,800円

復興特別所得税額＝所得税額117,800円×0.021＝2,473.8円≒2,473円

年間所得税額計120,273円

50代世帯モデル：夫の年収5,860,000円の場合、給与所得控除後の金額は4,248,000円、

所得控除額＝社会保険料（1,108,056）＋ 配偶者控除（380,000円）

＋扶養控除（380,000円＋630,000円）＋基礎控除（480,000円）=2,978,056円

課税所得額＝給与所得控除後の金額4,248,000円－所得控除額2,978,056円

＝1,269,944円≒1,269,000円

所得税額＝課税所得額1,269,000円×税率0.05＝63,450円

復興特別所得税額＝所得税額63,450円×0.021＝1,332.45円≒1,332円

年間所得税額計64,782円

②住民税（市民税と県民税、計算方法は、名古屋市のWebサイトによる）

市民税と県民税は、均等割と所得割からなる。また、市民税・県民税とあわせて森林環境税（国税）が課税される。

均等割額は所得にかかわらず一定額が課税され、名古屋市の市民税均等割額（年額）は2,800円、愛知県の県民税均等割額（年額）は1,500円である。

所得割額は、2023年の収入（給与）から給与所得金額を計算し、そこから社会保険料（2023年分）控除・配偶者控除（33万円）・一般扶養親族控除（33万円）、特定扶養親族控除（45万円）・基礎控除（43万円）を差し引いた金額に税率（名古屋市の市民税7.7％、愛知県の県民税2％）を乗じた額から調整控除額を差し引いた額である。所得税額の算定と同様に、上記以外に所得控除はなく、寄附金等の税額控除もないものとし、妻・高校生・大学生は、それぞれ控除対象配偶者・一般扶養親族（16歳以上）・特定扶養親族（19歳以上23歳未満）に該当するものとする。

なお、2023年の収入と社会保険料は、2024年と同額として、各世帯モデルの住民税額を以下のように算定する。

30代世帯モデル

年間給与収入4,540,000円÷4,000円＝商1,135…余り0円

計算基準額=商1,135×4,000円＝4,540,000円

給与所得金額＝計算基準額4,540,000円×0.8－440,000円＝3,192,000円

所得控除額＝社会保険料（670,104円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋基礎控除（430,000円）=1,430,104円、

課税所得金額＝給与所得金額3,192,000円－所得控除額1,430,104円

＝1,761,896円≒1,761,000円

市民税と県民税の所得割額（年額）は、この課税所得金額に各税率を乗じた額から調整控除額を差し引き、100円未満を切り捨てた額である。課税所得金額が200万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)であるから、

市民税の調整控除額＝100,000円×0.04＝4,000円(調整控除の率は４％、以下同様)、

県民税の調整控除額＝100,000円×0.01＝1,000円となる（調整控除の率は１％、以下同様）。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額1,761,000円×0.077－調整控除額4,000円

＝131,597円≒131,500円

県民税の所得割額＝課税所得金額1,761,000円×0.02－調整控除額1,000円

＝34,220円≒34,200円

均等割額（市民税＋県民税）4,300円、

森林環境税（年額）1,000円 住民税計171,000円

40代世帯モデル

年間給与収入5,320,000円÷4,000円＝商1,330…余り0円

計算基準額=商1,330×4,000円＝5,320,000円

給与所得金額＝計算基準額5,320,000円×0.8－440,000円＝3,816,000円

所得控除額＝社会保険料（802,800円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋基礎控除（430,000円）=1,562,800円、

課税所得金額=給与所得金額3,816,000円－所得控除額1,562,800円

＝2,253,200円≒2,253,000円

課税所得金額が200万円超、人的控除ごとに定められた金額の合計額は10万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円)で、10万円－（2,253,000円－2,000,000円）＝－153,000円であるから、

市民税の調整控除額＝50,000円×0.04＝2,000円、

県民税の調整控除額＝50,000円×0.01＝500円となる。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額2,253,000円×0.077－調整控除額2,000円

＝171,481円≒171,400円

県民税の所得割額＝課税所得金額2,253,000円×0.02－調整控除額500円＝44,560円≒44,500円

均等割額（市民税＋県民税）4,300円、

森林環境税（年額）1,000円 住民税計221,200円

50代世帯モデル

年間給与収入5,860,000円÷4,000円＝商1,465…余り0円

計算基準額=商1,465×4,000円＝5,860,000円

給与所得金額＝計算基準額5,860,000円×0.8－440,000円＝4,248,000円

所得控除額＝社会保険料（1,108,056円）＋ 配偶者控除（330,000円）

＋扶養控除（330,000円＋450,000円）＋基礎控除（430,000円）=2,648,056円、

課税所得金額=給与所得金額4,248,000円－所得控除額2,648,056円

＝1,599,944円≒1,599,000円

課税所得金額が200万円以下で、人的控除ごとに定められた金額の合計額は33万円(配偶者控除50,000円+基礎控除50,000円+一般扶養控除50,000円+特定扶養控除180,000円)であるから、

市民税の調整控除額＝330,000円×0.04＝13,200円、

県民税の調整控除額＝330,000円×0.01＝3,300円となる。よって、

市民税の所得割額＝課税所得金額1,599,000円×0.077－調整控除額13,200円

＝109,923円≒109,900円

県民税の所得割額＝課税所得金額1,599,000円×0.02－調整控除額3,300円

＝28,680円≒28,600円

均等割額（市民税＋県民税）4,300円、

森林環境税（年額）1,000円 　　　　　住民税計143,800円

③税（所得税と住民税）の合計額（年）は、下記の通りとなる。

30代世帯モデル：84,794円+171,000円＝255,794円、

40代世帯モデル：120,273円+221,200円＝341,473円、

50代世帯モデル：64,782円+143,800円＝208,582円

**３．各世帯モデルの非消費支出（月額）**

**30代世帯モデル**：（670,104円＋255,794円）÷12=77,158.1≒**77,158円**（68,756円）

**40代世帯モデル**：（802,800円＋341,473円）÷12=95356.08≒**95,356円**（85,566円）

**50代世帯モデル**：（1,108,056円＋208,582円）÷12=109,719.8

≒**109,720円**（97,224円）

＊（　）内は2015年調査の月額